

## 資産運用細則

### 第1条（目的）

この細則は、管理規約第112条の2の規定に基づき、管理組合資産の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（基本原則）

管理組合資産の運用は、元本の安全性及び必要な流動性を最優先とし、投機的運用を行ってはならない。

### 第3条（運用対象資産）

運用の対象とすることができる資産は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）普通預金
- （2）決済用預金
- （3）定期預金
- （4）日本国債
- （5）地方債
- （6）政府保証債
  
- （7）その他集会において承認された資産

### 第4条（禁止事項）

次の各号に掲げる運用を行ってはならない。

- （1）株式
- （2）投資信託
- （3）ETF
- （4）REIT
- （5）暗号資産
- （6）外国為替証拠金取引
- （7）信用取引
- （8）先物取引
- （9）オプション取引
- （10）その他元本毀損のおそれが高いもの

---以下余白---

## 第5条（運用提案）

資産運用を行おうとするときは、理事長又は指定管理者は次の事項を記載した提案書を作成しなければならない。

- （1）運用対象
- （2）運用額
- （3）運用期間
- （4）利率又は期待収益
- （5）中途解約条件
- （6）元本毀損リスク
- （7）その他必要な事項

## 第6条（決議）

管理規約第112条の2に定める決議を経なければ資産運用を行うことができない。

## 第7条（運用限度額）

運用額は、直近の長期修繕計画及び資金計画に支障を生じない範囲で定めなければならない。

## 第8条（報告）

理事長は、毎会計年度の定期集会において運用状況を報告しなければならない。

## 第9条（記録）

資産運用に関する資料は、運用終了後10年間保存する。

## 第10条（補則）

この細則の改廃は全体集会、施設集会及び住宅集会の決議による。